

○スマートウェルネス住宅等推進事業等により取得した財産等の取扱いについて（平成 27 年 10 月 22 日 国住心第 146 号）

（傍線部は改正部分）

新 規	現 行
<p>「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金等適正化法」という。）第 22 条の規定に準じ、スマートウェルネス住宅等推進事業等（スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（<u>平成 27 年 4 月 9 日付け国住心第 228 号及び</u>平成 26 年 3 月 31 日付け国住心第 178 号）第 4 第 1 号から 3 号までに規定する事業、廃止された高齢者等居住安定化推進事業補助金交付要綱（平成 22 年 3 月 31 日付け国住整第 191 号）第 4 第 1 号から 3 号までに規定する事業、廃止された高齢者等居住安定化緊急促進事業補助金交付要綱（平成 21 年 3 月 27 日国住整第 70 号）第 4 に規定する事業及び廃止された高齢者居住安定化モデル事業補助金交付要綱（平成 21 年 3 月 27 日国住整第 69 号）第 3 第 1 号に規定する事業をいう。以下同じ。）により補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産（以下「補助対象財産」という。）について、下記により取り扱うこととする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 補助対象財産の処分手続きの特例（包括承認）</p> <p>補助事業者が補助対象財産の処分を行う場合には、当該補助事業者において、次のいずれかに該当し、かつ、当該補助対象財産の処分が補助目的の遂行を鑑みて適正であると判断するものに限り、別記様式 2 による国土交通大臣への報告書の提出をもって承認があったものとして取り扱うこととする。ただし、当該報告書の内容等が要件を具備していない場合には、この限りではない。</p> <p>①～③ （略）</p> <p><u>④ 処分制限期間の残期間内において補助条件を承継する処分</u></p> <p>（以下、略）</p>	<p>「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金等適正化法」という。）第 22 条の規定に準じ、スマートウェルネス住宅等推進事業等（スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成 26 年 3 月 31 日付け国住心第 178 号）第 4 第 1 号から 3 号までに規定する事業、廃止された高齢者等居住安定化推進事業補助金交付要綱（平成 22 年 3 月 31 日付け国住整第 191 号）第 4 第 1 号から 3 号までに規定する事業、廃止された高齢者等居住安定化緊急促進事業補助金交付要綱（平成 21 年 3 月 27 日国住整第 70 号）第 4 に規定する事業及び廃止された高齢者居住安定化モデル事業補助金交付要綱（平成 21 年 3 月 27 日国住整第 69 号）第 3 第 1 号に規定する事業をいう。以下同じ。）により補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産（以下「補助対象財産」という。）について、下記により取り扱うこととする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 補助対象財産の処分手続きの特例（包括承認）</p> <p>補助事業者が補助対象財産の処分を行う場合には、当該補助事業者において、次のいずれかに該当し、かつ、当該補助対象財産の処分が補助目的の遂行を鑑みて適正であると判断するものに限り、別記様式 2 による国土交通大臣への報告書の提出をもって承認があったものとして取り扱うこととする。ただし、当該報告書の内容等が要件を具備していない場合には、この限りではない。</p> <p>①～③ （略）</p> <p>（以下、略）</p>